

# 企業城下町釜石市の地域経済構造と

## 釜鉄七八年合理化の波及（四・完）

山 川 充 夫

- 一 はじめに
- 二 釜石市の地域経済概要
- 三 釜鉄依存の地域経済循環
- 四 釜鉄の七八年合理化と地域経済への波及
- 五 地域不況への対応策の展開――複合都市への産業立地政策――
  - (一) 『釜石地区産業立地計画調査報告書』にみる立地可能業種の検討  
(以上、七二、七四、七七号)
  - (二) 立地政策の具体化と問題点
  - (三) 企業城下町の行方をめぐって（以上、本号）

## (二) 立地政策の具体化と問題点

『報告書』は産業立地可能業種として、金属・機械工業、食料品工業、配合飼料工業およびエネルギー産業の四つを掲げたが、ここではこれら業種について、『報告書』提出後、どのような取り組みがなされてきたか、また現実的展開のなかでどのような問題があるかを明らかにしておこう。

### ① 金属・機械工業

金属・機械工業関係で、新たに釜石に進出したのは高周波熱錬である。高周波熱錬はコンクリートパイル用鉄筋(ＰＣ鋼棒)のトップメーカーであり、東京都品川区に本社をもち、資本金は一三億二千万円、従業員は五八〇人(いずれも八一年一月)、七九年度の売上げは二二四億円に達した。同社では釜鉄の線材を月当り約五千トン素材としてＰＣ鋼棒を製造している。「釜石の線材が大きな魅力」<sup>(1)</sup>であるとし、釜石市甲子町松倉の釜鉄旧社宅跡地一万三千<sup>㎡</sup>を用地として、床面積五千九百<sup>㎡</sup>の鉄骨平屋建ての工場を建設した。当初は、伸線機二台、熱処理機械三台を据え、八二年一〇月から特殊異形ＰＣ鋼棒「ウルボン」<sup>(2)</sup>を月あたり千トン程度生産し、東北・北関東の需要家を主体に出荷している。従業員は、同社従業員のほか作業請負の釜石化成産業従業員をあわせて二二人であった。

この高周波熱錬は、ウルボンの需要が伸びたことから、八五年七月には、伸線機や熱処理機などを三ラインから六ラインに倍増し、月産二千トン体制を確立した。従業員は関連会社社員をふくめて三〇人に増加した。問題点は特に指摘されるようなことはなく、釜鉄での線材生産が続くかぎり、存続するであろう。

### ② 食料品工業

食料品工業は、釜石市の工業にあっては鉄鋼業に次ぐ大きな出荷額をもつ工業である。残念ながら、工業統計表におけ

る食料品工業出荷額の小分類による内訳を知ることができない。

そこで『釜石地域沿岸漁業構造改善計画書』（岩手県釜石市、八四年三月）によって水産加工の現状をみると、イワシ、サンマ、サバ、イカ等の加工を主体とし、圧さく、煮干、塩干品、飼肥料の加工品を生産してきた。しかし、近年、サンマ、サバ、イカの不漁により、これらの加工品の生産は激減した。そのかわりに、冷凍加工業者は冷蔵・保存を行ない、給食などの二次・三次食品部門への進出を図り、季節稼働方式から周年稼働方式へ転換した。他方において転換できない零細加工業者は転廃業を余儀なくされた。水産加工経営体数は、全体では七五年には一一二であったのが、八二年には四四・六％にあたる五〇に減少した。魚油や飼肥料加工は七七年に姿を消し、素干（九・一）、塩蔵（四・二）、煮干（一・三）などは激減した。塩干し（一五・七）、冷蔵（二二・二）なども半減した。しかし、付加価値が大きいねり製（四・四）や冷凍食品（一三・二）は現状を維持している。

生産量という点からみれば、八三年では全体で一九、三三・五トンであり、そのうち、冷凍品が六二・八％を占め、以下冷凍食品一九・七％、塩蔵九・一％、塩干し二・〇％の順となる。七五年以降の主な加工品生産の動きは、冷凍品では七八年の一四、五三・一トンをピークとして減少してきた。冷凍食品は七七年の四〇・一トンをピークとし、その後は停滞している。塩蔵品は、唯一、急成長をとげており、七五年には八五トンであったものが、八三年には二〇倍の一七・六四トンとなった。塩干は七九年の四〇・六トンをピークとし、その後は停滞している。

このように、経営体数の動きと生産量の動きとは必ずしも平行しておらず、そのなかで経営の大規模化がすすんできたものと思われる。また、八二年の調査によれば、四八企業のうち、二四企業（五〇・〇％）は赤字であり、黒字であったとするのは一一企業（二二・九％）にすぎなかった。

釜石市は岩手県水産加工協同組合連合会に委託して『釜石地域水産物流通加工振興計画報告書』（八五年三月）を作成

した。これによれば、水産物流通加工は、生産および雇用の面で地域経済の活性化に大きく貢献するだけでなく、漁業振興のためにも欠くべからざる役割を果してきている。しかし、加工原料は釜石魚市場での水揚量の減少にともない、県内外からの移入や海外からの輸入でもって不足分を補う現状にあり、この打開なくては発展はありえない、としている。この打開のために、第一に釜石魚市場の水揚量を増大させる必要があり、現施設の改築と第二魚市場の新設、製氷・貯水施設及び漁船への補給施設の新設、漁船係留地の確保、冷凍・冷蔵施設の拡充などが提案されている。第二に多獲性魚(イワシ類等)の効率的な処理及び加工施設が必要であり、日産七百トンのフィッシュミール製造施設、加工センター施設、共同廃水処理施設の設置が提案された。

釜石は国の水産物流通加工拠点総合整備事業の調査指定をうけ、八五年八月に「釜石地域水産物流通加工拠点総合整備協議会」(会長・浜川市長、一二委員)が設置され、八六年度から事業がスタートする。総合整備計画案によれば、八六年度は新浜町の泉水試前の岩壁に卸売場(荷さばき所)の建設、八七年度は隣接地に製氷貯水施設の建設、八八年度には大平町の埋立地に冷蔵施設の建設が盛りこまれ、総工費は約一一億円である。

### ③ 配合飼料工業

立地可能業種の第三は配合飼料工業であるが、これに関しての動きはまったくみられない。

### ④ エネルギー産業

エネルギー産業については、原子力発電所誘致をめぐる動きが活発にみられたが、結局はつぶれた。以下では、その動きを追ってみることにしよう。

そもそも大規模電源立地問題が浮び上がってきたのは、岩手県が日本立地センターに委託した『大規模電源立地可能適地調査報告書(七七年三月)』が公表されたことによる。この報告書では、三陸海岸のなから四つの原子力発電所(以下、

原発)適地ゾーンと、四つの石炭火力発電所(以下、火発)適地ゾーンをとりあげ、金石湾沿岸(大槌湾南部から唐舟湾に至る地区)が原発適地ゾーンに入っていたのである。この選定の仕方は二〇万分の一および二万五千分の一の地形図をベースとした消去法によるものであり、その点ではきわめてラフなものであるといえる。

いずれにしても、この報告書の公表が契機となって誘致運動がはじまっていくのである。市長は、この電源立地(原発立地)問題を、市議会の特別委員会に諮問し、当初「市民合意が大前提」<sup>(4)</sup>であると述べるにとどまった。

八三年の三月議会では、政友クラブの小笠原善吉議員が「石油資源はいずれ枯渇し、供給不足の事態が必至だ。これに対応することが急務と考える。釜石の場合は、企業誘致が依然として困難な状況にあるとすれば、原子力発電所を中心とする大規模電源開発構想に乗る以外にないと考えられる。市長は、市政担当三期目をめざす以上、人口減、地域経済低迷打開のための具体的な対応策を示す責任があると思うが」<sup>(5)</sup>と質問し、市長は、「原発の誘致については、安全性の確保と地域住民の合意が大前提だ」<sup>(5)</sup>と回答した。さらに公明党の島林兼雄議員の質問に対しては、「市議会市勢振興特別委の報告、東北電力の詳細調査の動向などをみながら、電源立地についての情報、資料を市民に周知させていきたい」<sup>(5)</sup>と述べた。

大規模電源立地問題について一年間にわたって検討をすすめてきた釜石市議会市勢振興特別委員会の電源立地促進部会(小笠原善吉部会長・八委員)は、「経済基盤の沈下、人口減、低迷が続く釜石市の再生には、企業誘致などが困難な情勢にあっては大規模電源立地が即効性をもつ」<sup>(6)</sup>として、石炭火力、LNG、原子力の三つについて検討をし、原子力は燃料の長期安定確保が可能、備蓄に大規模施設が不要、燃料の再処理が可能、県が委託した日本立地センターの調査で釜石が入っているなどと分析し、安全性問題をたなあげにしたまま、八委員中七名の賛成で原発誘致の結論をだした。

八三年の六月議会での電源立地促進部会の報告には、前述の内容に、「ただし、市当局は東北電力の調査報告の結果、釜

石が適地と認められた際は、議会の意志を尊重し、民意を問うなどの具体的な行動を積極的にとるように対処すべきだ<sup>(7)</sup>」  
がつけ加わった。市長もこの線で行動する旨の発言をし、原発立地に向けての姿勢を固めた。他面、六月議会では社会ク  
ラブの佐藤昭男議員から、新釜石鉱山の坑道を低レベル放射性廃棄物の投棄場所にするという市長の報道機関での発言に  
ついて、その真意を確かめる質問がなされた。これに対して市長は「安全性に問題がなく、坑道を活用できるなら、活性  
化対策として一考に値する。と思つたもの<sup>(8)</sup>」であり、具体的な打診をうけたものではないと答弁した。この坑道利用につ  
いては、八四年の三月議会でも民政クラブの佐々木兼吉議員が活用推進の立場から質問している。また、後に市長自らが  
誘致運動に走つた核燃料再処理工場の誘致を、小笠原善吉議員が質問したが、これに対して浜川市長は「内容はよくわか  
らないが、雇用創出、振興策になるのなら取り組む必要もあるう。しかし原子力に関連することなので十分に研究したい<sup>(9)</sup>」  
と答えた。

このように、事実上、釜石市が原発誘致の受け入れ体制を確立したにもかかわらず、東北電力は電力需要の伸び悩み、  
また今後十年間は電力需要の拡大が望めないとして、「釜石市尾崎、箱崎両半島を適地とした原発などの大規模立地は少  
なくとも向こう十年間は見送<sup>(10)</sup>」くることを、八四年四月五日に、岩手県知事に報告し、原発立地は当分不可能となつた。

原発立地が不可能となつた時点で、浜川市長は、下北半島に立地が浮びあがっている核燃料サイクル基地<sup>(11)</sup>の誘致に積極  
的意向を示した。この意向は四月一六日の市議会会派代表者会議の際明らかにされたものであり、「どんな施策でも全員  
が賛成ということは有り得ない<sup>(12)</sup>」という強いものであった。この市長の意向に対して、市内の有志らで結成されている  
「希望（のぞみ）の会」（菊池貞浩会長）が、四月一九日に市長を激励した。しかし、議会は賛否に慎重論をとなえ、と  
りあえず学習会をもつことにとどまつた。

四月二五日、社会党釜石総支部（菊池雄光委員長）は市長に対して「核燃料サイクル施設は安全性に問題があり、誘致は

すべきではない。健全な産業経済の進展を図るべきだ」と誘致反対を要請した。

四月二十八日に、釜石市議会は市制調査会（久保省一部会長）の総会を開き、動力炉・核燃料開発事業団の元理事中村康治氏から「それぞれの施設の安全性については、いろいろ言われているが、見方や考え方によって安全性のとらえ方に相違が出る。実際にたずさわってきたわれわれにすれば、安全面に充分配慮しており、それほど問題にならない<sup>(14)</sup>」という中味の講演をうけた。

八四年の六月市議会で、浜川市長は「青森県の対応などを十分見極めながら、誘致可能性を調査検討する<sup>(15)</sup>」と、さらに一步つっこんだ市長報告を行ない、小笠原善吉議員の質問に対しては「誘致の可能性を調査検討するためには、議会の前向きの協力姿勢として、決議がほしかった<sup>(16)</sup>」と答弁した。

しかし、八五年二月二十五日には青森県北村知事が核燃料サイクル三施設の受け入れを表明し、四月一八日には同施設の立地協定が青森県、六ヶ所村、日本原燃産業、日本原燃サービス、電気事業連合会の間で調印され、むつ小川原地域への三施設が決ったことにより、釜石への同施設誘致運動は不発に終わった。

#### ⑤ 電気機器工業

電気機器工業の立地可能性については、『釜石地区産業立地計画調査報告書』は何もふれていない。しかし、前掲第四六表からも明らかかなように釜石にあっては従業者数を増加させてきている工業の一つであり、しかも七八年釜鉄合理化以降の二番目の誘致企業がこの部門であることなどから、その立地の経緯を分析しておくことは、充分意味のあることと思う。

白金製作所は、八三年末に釜石進出を決定した。釜石市にとっては紀州造林、電気音響、高周波熱錬に次ぐ四番目の誘致企業であり、七八年釜鉄合理化以後では二番目のものである。白金製作所は、六九年にコイル製造メーカーとして創業

し、東京に本社をもつ。その後、情報機器、カメラ用電子部品製造にも着手し、年商約一五〇億円であり、カメラのシャッター部品「レリーズ・マグネット」は国内市場のほとんど、世界市場の約六〇%のシェアをもっている。岩手県内には、七二年に江刺市に進出し、江刺工場のほか伊手と住田に工場をもっていた。釜石工場は岩手県内では四番目の工場となる。釜石工場は、同市甲子町の坪内工業団地に立地し、五、〇七六㎡の用地に鉄骨造り一部二階建て延べ床面積二、二八八㎡の建物である。建設総事業費は約四億円である。八四年五月一四日から操業を開始し、OA機器やカメラ用電子部品を生産している。

白金製作所が釜石に進出したのは、「内陸部に比べ、まだまだ豊富な若年労働力<sup>(17)</sup>」であることと、「岩手県は最近交通の便も良くなり、首都圏に入ったと思ってい」という交通条件との関係である。前者に関しては、同年五月現在で従業員数八七人(男子一二人、女子七五人)であり、平均年齢一九・二歳という若さであり、しかも第一次募集の際には男子の競争率は八倍前後という高さであった。

しかし、豊富といわれた労働力も、八四年度出荷が目標の六億円を超え、工場拡充にふみきる段になると「人手不足が悩<sup>(18)</sup>み」ということに転換するのである。八五年二月時点の従業員数は一五五人となったが、このうち約三分の二は主婦などのパート従業員に依存しており、高校生を対象とした八五年度の新規採用は三八人の募集に対してわずか五人が内定していたにすぎないのである。

#### ⑥ 工場立地具体化の問題点

以上のことを問題点という観点から整理してみると、第一は、エネルギー産業での原発および核燃料サイクル施設といった国家的プロジェクト誘致は、その施設立地にもなう安全性の問題を除いたとしても、多くの原発立地地域での教訓からも容易に理解できるように、地域にとって決して有益でないだけでなく、混乱をひきおこすだけである。



第二は、①の高周波熱錬誘致の教訓を大いに生かすべきであるという点である。高周波熱錬の誘致は、釜鉄の線材に依存立地という性格もさることながら、それ以上に釜鉄の遊休地を利用して誘致が可能になったという点が強調されるべきである。企業城下町における中核大企業の社会的責任をいかに果させるかという点の具体化として評価しなくてはならない。しかし、遊休地利用はなおごく一部にとどまっており、⑤の白金製作所は釜石工場を岩手県の拠点工場にする計画をもっているが、そのネックの一つとして土地問題があることなどから、釜石市再生のためには、釜鉄遊休地の利用推進が図られなければならない。

問題は土地問題だけには限定されない。なぜなら、とりわけ白金製作所の場合、事業拡大のための労働不足をなげいているが、それは高校新卒などの若年労働力についての不足をいっているものであり、釜鉄および関連企業の合理化によりはじき出された中・高年労働力を吸収しようとしているのではないからである。この中・高年労働力をどのように吸収していくかは容易ではない。ただし、④でとりあげた水産加工関連の振興がうまくいけば、その経営体質がなお地場産業的要素をもつことから、この中・高年労働力を吸収できる可能性はあろうし、その意味からもこの振興はすすめられるべきであらう。

#### 注

(1) 『岩手東海新聞』一九八一年一月二二日号。

(2) ら施状のミゾが刻まれており、コンクリート付着力がよく、コンクリート・パイルなどの内部補強材として使われている。『岩手東海新聞』八二年九月一七日号。

(3) 適地選定のフローは、第一次選定と第二次選定に分けられる。第一次選定は、二十万分の1の地形図を基として、自然条件（河川・湖沼、地形勾配、自然環境保護規制）と社会条件（高速道路・新幹線・大河川、市街化区域・大規模開発区域）、大規模電源

立地条件(地盤、大量冷却水の確保)によって不適格地を消去し、適性地の分布状況を把握する。さらにこれに、原発(人口集中地)と火発(用地の広さ)条件から、それぞれの第一最適地ゾーンを抽出する。第二最適地では二万五千分の一の地形図を基にして、第一最適地での消去条件を確認し、さらに周辺の土地利用、集落との近接性、その他の条件を加味して、最終最適地ゾーンを設定する。

- (4) 『岩手東海新聞』八四年一月一日。
- (5) 『岩手東海新聞』八三年三月二二日。
- (6) 『岩手東海新聞』八三年五月一七日。
- (7) 『岩手東海新聞』八三年六月一八日。
- (8) 『岩手東海新聞』八三年六月二二日。
- (9) 『岩手東海新聞』八四年三月一四日。
- (10) 『岩手東海新聞』八四年四月七日。
- (11) 施設としては、再処理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の三つ。
- (12) 『岩手東海新聞』八四年四月一六日。
- (13) 『岩手東海新聞』八四年四月二五日。
- (14) 『岩手東海新聞』八四年四月二八日。
- (15) 『岩手東海新聞』八四年六月二二日。
- (16) 『岩手東海新聞』八四年六月二七日。
- (17) 『岩手東海新聞』八四年六月一六日。
- (18) 『岩手東海新聞』八五年二月二一日。

### (三) 企業城下町の行方をめぐって

#### ① 地域振興策の策定と内容

釜鉄七八年合理化直後の、釜石地域における国、岩手県、釜石市の地域振興策の展開については清水論文<sup>(1)</sup>において検討されている。ここでは、八三年六月、従来の「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」が「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改正され、その下で策定された「釜石特定地域中小企業振興指針」の検討により、対応策がどのように展開されてきているか、またそこでの問題は何かを探っておきたい。

「釜石特定地域中小企業振興指針」は八四年三月に岩手県商工労働部によって策定された。この「指針」<sup>(2)</sup>による釜石特定地域のめざすべき基本的方向は、第一に特定企業への依存体質の改善であり、「これまで培われてきた鉄鋼関連の生産技術や産業基盤を活用し、個々の企業の発展と充実を図る方向での具体的な取り組みが目指されねばならない」としている。しかし、ここで強調されなければならないのは、釜鉄のもつ諸資源・諸能力をいかに地域の側から活用するか、あるいは地域に貢献させるかという観点である。釜鉄は、すでにふれた優良な土地（遊休地）や大きな資本、すぐれた鉄鋼製品などをもつだけでなく、すぐれた労働力そして生産技術などをもっているものであり、これらの諸資源・諸能力を地域活性化のために大いに活用すべきである。これを看過ないしは過小評価することは、釜石の再生を絵に描いたモチにすることになるろう。

「指針」の基本的方向の第二は、地理的不利益性の克服であり、「これまでの経済基盤が釜石製鉄所に焦点化され、専用港湾を通じて海上輸送に焦点化されてきた背景から、内陸関係道路に対する強い関心は、近年になって急に顕在化してきたと言っても過言ではないので、今後は道路問題の解決が重要課題の一つであると見えよう。」と指摘している。確か

かに、高周波熱錬や白金製作所の釜石市への進出は、なお原材料や労働力指向の強さに支えられたものであり、東北縦貫高速道路や東北新幹線の開通の余波を享受したものである。特に縦貫高速道路と結合する横断道が高速化ないしは高規格化されれば、釜鉄の鉄鋼製品の東北地方での販路が拡大され、立地上での不利性をこれまでと比較して大きく克服できるであろうし、遊休地の活用とあわせて、第二次製品を生産する関連企業の進出はより容易になるであろう。

ただ問題は、横断道の法制化にあたって、県が示した横断道Y字型ルート（釜石都市圏から遠野市を経て盛岡都市圏、及び北上都市圏を結ぶ路線）の運動における釜石市と大槌町とのズレである。大槌町は「大槌・山田・紫波線道路整備促進期成同盟会」に属し、釜石市はこれと「東北横断自動車北上・釜石線建設促進期成同盟会」とに二またをかけて参加しており、このことが「地元不統一」という印象を与えていることにある。<sup>(3)</sup>

第三の基本的方向は、中小企業の経営基盤の強化である。雇用増加が期待されにくい状況の下にあっては、新規企業の誘致や既存企業の体質改善によって対処しなければならない。特に既存企業の対応課題としては商品開発、技術開発がとりあげられ、各産業分野の代表による「協議会」を設立し、自前の地域経済振興ビジョンを作成することが提案され、さらには「町づくり」プランの作成が提案されている。②では、第三の基本的方向に焦点をあてて、この点での具体化がどのようにすすんできているかをみていこう。

## ② 地域振興策の具体化

地域振興策の具体化は、釜石市が、前述の「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」や「地域雇用開発推進事業」、「地域経済活性化事業対策第二次推進地域」などに指定されたことと、釜石の第三次合理化が実施されたことを背景としている。釜鉄第三次合理化については別稿<sup>(4)</sup>で論及するので、ここでは「地域指定」に係わる問題に絞って状況を明らかにしておきたい。

第一は八三年五月に地域指定を受けた「地域雇用開発推進事業」である。これは七五年度に発足した「雇用改善事業」(5)を受けて八二年度から実施されたものである。この事業は深刻な不況に見舞われている地域をとくに絞って指定するものである。雇用開発推進事業の認定を受けた企業は、五百万円以上の設備投資や増改築を行い、職安を通して三人以上の従業員を新たに雇用した場合、新規従業員一人当り月額二万八千円を二年間にわたって支給される。釜石市はこの地域指定をうけて、五月三一日には釜石地域雇用開発推進会議(会長・浜川市長、委員十名)が発足した。

雇用開発推進会議の第一回会合(五月三〇日)では雇用開発方針を、七九年六月に岩手県が策定した「釜石地域振興策大綱」を参考にして策定することを決めた。<sup>(6)</sup>九月九日に開催された会議では「地場資源を有効活用」<sup>(7)</sup>の方針を決め、食品製造業、電気・精密機械器具製造業、サービス業を、六月末に実施された雇用計画アンケート結果などをふまえて、八三年度の「開発業種」に選定した。八五年五月現在では、白金製作所釜石工場をはじめとした一社が指定され、一八三人を対象に二八〇万円余が支給されている。これにより、確かに企業の増設がすすみ、雇用への効果はでている。

第二は、八三年七月に指定が決まった「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(通称、新企業城下町法)」である。これに基づいて釜石市と関連市としての大船渡市及び遠野市とをふくんだ「釜石地域中小企業振興対策協議会」が設置された。この法律のなかで目玉になっているのは、事業不振の企業が新製品、新技術など研究開発ができるよう設けられた振興事業費補助金<sup>(8)</sup>である。これは事業協同組合等がこれらの事業を行なう際、一地域につき一千万円の補助をうけることができるのである。

第三は、自治省による「地域経済活性化対策事業」の第二次推進地域であり、釜石広域市町村圏が、八四年一二月に指定された。この事業は広域市町村圏を対象に地域の人材、技術、情報資源などを幅広く活用し、地域経済の振興を図ろうとするものであり、釜石広域圏は「海と大地のふれあいの里づくり」をテーマとしている。

第62表 釜石地域振興策の部門別計画にかかる事業調査<sup>1)</sup>

区 分	部門別計画		事業調査結果 <sup>2)</sup>	
	事業数	事業費 億円	事業数	事業費 <sup>3)</sup> 億円(進捗率%)
1 経営安定対策 及 雇用安定対策	34	22	当初	28 27 (123)
			新規	14 36 (163)
			計	42 63 (286)
2 生活環境条件 と基盤の整備	55	2,097	当初	53 960 (46)
			新規	46 91 (4)
			計	99 1,051 (50)
3 産業の振興	120	1,091	当初	108 976 (89)
			新規	87 213 (20)
			計	195 1,189 (109)
合 計	209	3,210	当初	189 1,963 (61)
			新規	147 340 (11)
			計	336 2,303 (72)

(注) 1) 1985年6月調査。

2) 対象事業は、部門別計画策定時(1979年6月29日)及びそれ以後、新規は採択された(される見込のものも含む)事業としている。

3) 事業費の把握は、83年度までの実績額、84年度実績額(見込みも含む)及び85年度度計画額を総計したもの。

(資料) 岩手県商工労働部による。

この基幹プロジェクトは、四〇の事業からなり、そのうち一七の事業が釜石市域と係わりをもつ。国がかかわる事業は一つもなく、県に係わる事業もわずかに「沿岸漁場整備開発事業」(大槌町も関係)の一つだけである。市の事業は、「イ

企業城下町釜石市の地域経済構造と釜鉄七八年合理化の波及(四・元)

九〇

ベント『かまいし21世紀』の開発、「南リアス健康の森建設事業」、「海中公園整備事業」、「岬はまゆりライン整備事業」、「鉄の歴史館建設事業」、「マリナーパーク整備事業」、「釜石ラグビー場建設事業」、「先端技術産業能力開発センター設置構想推進事業」、「海洋開発研究機関設置構想推進事業」など九つにのぼる。外に民間事業として「陸中海岸リゾート施設整備事業」、「青ノ木グリーンパーク・レジャーランド整備事業」、「水産物流通加工拠点総合整備事業」、「あわび増大事業」、「柿ワイン製品開発事業」、「しいたけ特産地化推進事業」、「横内だいこんの村建設事業」など七つがある。

最後に、釜石地域振興策の進捗状況を、第六二表によってみておこう。もちろんこの釜石地域というのは釜石広域圏を意味しており、その点での留意が必要である。この地域の部門別計画は三二一〇億円にのぼり、八五年度までの投資は一九六三億円であり、進捗率は六一%である。なお

八四年の進捗率は五五%であった。この部門計画は七九年度に策定されたものであり、その後、新規事業として一四七事業三四〇億円の投資がなされており、この分を加えると、八五年度の進捗率は七二%に達する。八四年度では六二%であった。

③ もう一步踏みこんだ動き

②でふれた地域振興策はいわば上からの地域指定に対応して策定されたものであった。しかし、それだけでは許されない事態、すなわち釜鉄第三次合理化が、八四年一月に提起され、四月には実施されるという事態が生じ、これへの新たな対応が釜石市にはせまられることとなった。

この新たな対応は、釜石にとって古くて新しい課題である企業誘致をさらに積極的にすすめていく方途の模索としてあらわれた。(二)でふれた原発・核燃料サイクル施設の誘致決断もその一つの現われである。もう一つは、釜鉄遊休地利用を含んだ企業誘致対策の展開である。

釜石市は、第三次合理化の提案直後、「釜石製鉄所合理化問題等対策委員会」を設置し、八四年二月一日には第三回委員会を開催し、釜鉄への要望四項目<sup>(9)</sup>を決めた。その中で特徴的なことは「県・市のすすめる企業誘致などにあたり釜鉄所有地の利用に配慮」という一項目が入った点である。さらに二月一四日には浜川市長が新日鉄副社長に陳情を行ない、この陳情で新日鉄側から企業誘致の土地利用には協力したいとの回答を引き出した。この回答によって、釜石市による釜鉄第三次合理化反対運動は事実上収束をみた。

釜石市による企業誘致運動の具体化は、第一に、岩手県企画調整課、釜石市企画開発部および釜鉄総務部の三者からなる「釜石市企業誘致推進班」であり、企業誘致の行動部隊として八四年四月に発足した。

第二に、八二年五月に発足した市企画開発部の私的機動的な企業誘致に関する「懇談会」を改組・充実させて、「釜石

市企業誘致促進協議会<sup>(10)</sup>が八四年五月に発足した。この協議会は、釜石市の最大の懸案事項としての企業誘致の実現に向けての官民一体の組織であり、会長には県オイルターミナル専務、副会長には市助役、委員には県地域振興課長、市議会経済常任委員会委員、商工会議所副会頭、青年会議所理事長、釜鉄総務部長、新釜鉦専務、釜鉄協力会会長、東北電力釜石営業所所長などがなっている。

この促進協会は、一年間で一五回の会合を開催した。主な協議検討事項は、工業用地・工業用水道など企業の立地に必要な基盤の整備、企業の立地動向にかかる意見の交換、企業誘致施策の推進に関すること、などである。検討の中間報告では、行政の当面的な課題として、適切な労働力の確保、優遇措置の強化、誘致活動の体制の整備、などを提言した。<sup>(11)</sup>

これらの提言のうち、優遇措置の強化に関しては、八五年四月に「市企業誘致奨励措置要綱」が全面的に改正され、投下固定資本額三千万円以上ないしは従業員五〇人以上の企業立地に対しては、一年間の固定資産税課税免除（奨励金として）、さらに用地取得補助金（取得価格の百分の三〇、限度額五千万円）を出すという制度の増・新設に結実した。

また誘致活動の体制の整備に関しては、「釜石はまゆり会」の発足として結実した。この会は「会員相互の親睦と啓発を図るとともに、郷土の発展に寄与することを目的」とし、「東京都及びその近県に在住する者（釜石市の出身者、及びかつて釜石で就学または在職していた者、あるいは釜石市にゆかりのある者）で、入会を希望する者」<sup>(12)</sup>によって構成され、八五年一〇月一五日に発足した。要するにこれらの会員を通じて、「中央からの企業情報などの提供を得よう」<sup>(13)</sup>とすることを目的をもっているのである。

これらの努力については、八六年二月時点までには残念ながら企業進出はみられていないが、横浜市の精密金型メーカー「大村技研」の視察があった。また釜鉄の中妻アパートの一部が、岩手労金釜石支店の新店舗用地に（七五〇㎡）売却されたり、有料駐車場（一二五〇㎡）や一般向けアパート（八世帯）に改造されたりする動きがでてきている。<sup>(14)</sup>



③ まとめにかえて

以上、釜鉄七八年合理化が釜石市にどのような影響を与え、これへの対応策がどう展開されてきたかについて、特に企業誘致の問題に限定しながら述べてきた。釜石市自体の包括的な対応策、すなわち再生の方途は「第三次釜石市市勢発展計画」で具体的に提示されていくであろう。しかし、残念ながら、その「基本構想」（八五年三月）をみる限りにおいては、釜石市のあらゆる分野に圧倒的な影響をもつ釜鉄が、地域再生のためにいかなる貢献をすべきかについては何んと言及されていない。

企業城下町における基幹産業は、地域からの貢献によって成りたってきた部分が大きいわけであるから<sup>(15)</sup>、逆に基幹産業の地域への貢献は、その社会的責任の問題として言及され、追求されなければならない。この点を欠落させた企業城下町再生策は、まさに絵に描いたモチだといわざるを得ない。この意味において「新日鉄の『合理化』から釜石を守る会」の新日鉄と釜石市とに対する要求には、示唆される点が多くあるので、これを掲げて本稿の締めくくりとしておこう。

〔新日鉄に対する要求〕

- 一、釜鉄の遊休地を釜石市に提供し、釜石活性化に役立たせよ。
- 二、第一高炉の将来にわたる安定的操業を保障せよ。
- 三、昭和五三年に新日鉄が公約した鉄鋼関連の新規事業を誘致せよ。
- 四、定年退職者にああう若い労働者を釜石市内及び近隣地域より採用せよ。
- 五、釜鉄労働者の所外配転・出向・長期出張等をやめ、釜石でかかえよ。
- 六、釜鉄関連の下請け企業と労働者に「合理化」の犠牲を強いるな。

〔釜石市政に対する要求〕

釜石市政は、新日鉄に対し、

一、その歴史的社会的責任を明確にし、その役割を果させるよう、新日鉄に対する要求実現にむけて、最大限の努力を  
つぐすこと。

二、雇用の確保と安定、下請け企業保護のため、仕事と市場の拡大、金融の改善、拡充等のため、労働・商工業行政の  
抜本的強化をはかること。

三、今後の大規模な「合理化」に当っては、釜鉄労働組合のみでなく、地域住民・諸団体・市・議会の合意を条件とす  
るよう宣言すること(新日鉄・釜鉄との対等平等関係の確立)。

注

(1) 清水修「特定不況地域対策と地方自治体——釜石におけるその展開に触れて——」『東北経済』第七二号、一九八二年三月。

(2) 事实上、岩手大学教育学部の駒井健教授が作成した。

(3) 『岩手東海新聞』八五年一月二十四日号。

(4) 拙稿「製鉄業の町釜石——第三次合理化の影響——」井出策夫・北村嘉行・竹内淳彦編『地方工業地域の展開』大明堂、一九八  
六年一〇月(予定)。

(5) 『岩手東海新聞』八三年二月二十四日号。

(6) 『岩手東海新聞』八三年五月二一日号。

(7) 『岩手東海新聞』八三年九月一〇日号。

(8) 『岩手東海新聞』八三年八月三〇日号。

(9) 四項目は、①将来とも鉄鋼一貫体制の維持、②新規事業導入、新規企業誘致への配慮、③県、市のすすめる企業誘致などにあたり、釜鉄所有地の利用に配慮、④地域経済や市民生活に大きな影響を伴うような合理化をしない、などである。

(10) 『岩手東海新聞』 八四年五月三十一日号。

(11) 『岩手東海新聞』 八五年五月二十八日号。

(12) 『岩手東海新聞』 八五年一月一日一五五号。

(13) 『岩手東海新聞』 八五年五月三十一日号。

(14) 『岩手東海新聞』 八六年二月四日号。

(15) 村上貞夫「企業城下町・釜石の影と光——その再生の道——」『東北経済』第七八号、一九八五年三月。